



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
11月30日
号外(4)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告.....	7

監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項および第10項の規定により次のとおり公表する。

令和3年11月30日

滋賀県監査委員	九里学
〃	奥博
〃	村尾慎哉
〃	藤本武司

滋賀県監査基準(令和2年滋賀県監査委員告示第5号)に準拠し監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告する。

1 監査等の種類

地方自治法第199条第1項および第4項に規定する財務事務の執行および経営に係る事業の管理の監査(以下「財務監査(定期監査)」という。)ならびに同条第2項に規定する事務の執行に関する監査(以下「行政監査」という。)

2 監査等の対象

令和2年度の財務事務の執行および経営に係る事業の管理ならびにその他の事務の執行

3 監査等の着眼点

(1) 財務監査(定期監査)

財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか。

内部統制制度が導入されたことを踏まえ、リスクの高い項目について特定し、そのチェック体制や引継ぎ時の情報共有、未然防止の効果的な対策がとられているか。

(2) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか。

4 監査等の実施内容

あらかじめ監査対象機関等から監査調書等の提出を求め、関係職員からの説明聴取および帳簿、書類その他の記録の照合により行った。また必要に応じて書面による監査を行った。

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査実施対象機関名および監査実施年月日

監査実施対象機関名	監査実施年月日
知事公室 秘書課 広報課 防災危機管理局	令和3年8月19日 令和3年8月23日 令和3年8月23日
総合企画部 企画調整課 東京本部 国際課 県民活動生活課 消費生活センター 公文書館 CO ₂ ネットゼロ推進課 人権施策推進課 情報政策課 統計課	令和3年8月5日 令和3年8月23日 令和3年8月2日 令和3年8月23日 令和3年6月23日 令和3年8月23日 令和3年7月30日 令和3年7月20日 令和3年8月23日 令和3年7月13日
総務部 総務課 私学・県立大学振興課 人事課 行政経営推進課 総務事務・厚生課 財政課 税政課 西部県税事務所 南部県税事務所 中部県税事務所 東北部県税事務所 自動車税事務所 市町振興課 検査課 事業課	令和3年7月30日 令和3年7月29日 令和3年8月4日 令和3年8月4日 令和3年7月15日 令和3年8月19日 令和3年7月27日 令和3年6月23日・7月12日 令和3年6月3日・7月12日 令和3年6月23日・7月12日 令和3年5月27日・7月12日 令和3年6月3日・7月12日 令和3年8月23日 令和3年7月20日 令和3年7月13日
文化スポーツ部 文化芸術振興課 文化財保護課 埋蔵文化財センター 琵琶湖文化館 スポーツ課 国スポ・障スポ大会課 競技力向上対策課	令和3年7月30日 令和3年8月20日 令和3年8月20日 令和3年8月20日 令和3年8月23日 令和3年8月23日 令和3年8月23日
琵琶湖環境部 環境政策課 南部環境事務所 甲賀環境事務所 東近江環境事務所 湖東環境事務所	令和3年8月5日 令和3年6月23日 令和3年6月1日 令和3年5月25日 令和3年6月23日

湖北環境事務所	令和3年6月23日
高島環境事務所	令和3年6月23日
琵琶湖保全再生課	令和3年8月3日
循環社会推進課	令和3年8月23日
下水道課	令和3年7月21日
南部流域下水道事務所	令和3年7月21日
北部流域下水道事務所	令和3年7月21日
森林政策課	令和3年8月23日
西部・南部森林整備事務所	令和3年6月23日
甲賀森林整備事務所	令和3年6月23日
中部森林整備事務所	令和3年6月23日
湖北森林整備事務所	令和3年6月11日
森林保全課	令和3年8月23日
自然環境保全課	令和3年7月15日
健康医療福祉部	
健康福祉政策課	令和3年8月23日
南部健康福祉事務所	令和3年6月23日・7月12日
甲賀健康福祉事務所	令和3年6月1日・7月12日
東近江健康福祉事務所	令和3年5月25日・7月12日
湖東健康福祉事務所	令和3年6月23日・7月12日
湖北健康福祉事務所	令和3年6月23日・7月12日
高島健康福祉事務所	令和3年6月23日・7月12日
医療政策課	令和3年7月26日
感染症対策課	令和3年8月23日
健康寿命推進課	令和3年7月29日
医療福祉推進課	令和3年7月29日
障害福祉課	令和3年8月19日
薬務課	令和3年8月23日
生活衛生課	令和3年7月19日
医療保険課	令和3年8月23日
子ども・青少年局	令和3年7月30日
商工観光労働部	
商工政策課	令和3年7月29日
中小企業支援課	令和3年8月5日
モノづくり振興課	令和3年8月23日
労働雇用政策課	令和3年8月3日
女性活躍推進課	令和3年7月15日
観光振興局	令和3年8月23日
ここ滋賀	令和3年8月23日
農政水産部	
農政課	令和3年7月20日
大津・南部農業農村振興事務所	令和3年6月23日
甲賀農業農村振興事務所	令和3年6月23日
東近江農業農村振興事務所	令和3年6月23日
湖東農業農村振興事務所	令和3年6月11日
湖北農業農村振興事務所	令和3年6月23日
高島農業農村振興事務所	令和3年6月15日

食のブランド推進課	令和3年7月28日
農業経営課	令和3年8月3日
畜産課	令和3年8月23日
水産課	令和3年8月2日・11月15日
耕地課	令和3年8月23日
農村振興課	令和3年8月23日
土木交通部	
監理課	令和3年8月2日
大津土木事務所	令和3年6月17日
南部土木事務所	令和3年6月17日
甲賀土木事務所	令和3年6月23日
東近江土木事務所	令和3年6月23日
湖東土木事務所	令和3年6月23日
長浜土木事務所	令和3年6月23日
高島土木事務所	令和3年6月15日
技術管理課	令和3年8月2日
交通戦略課	令和3年8月5日
道路整備課	令和3年8月23日
道路保全課	令和3年8月23日
交通事故相談所	令和3年8月23日
砂防課	令和3年8月3日
都市計画課	令和3年8月23日
住宅課	令和3年7月20日
建築課	令和3年7月20日
流域政策局	令和3年8月2日
会計管理局	令和3年7月27日
企業庁	令和3年7月21日
病院事業庁	
経営管理課	令和3年7月27日
総合病院	令和3年7月14日
小児保健医療センター	令和3年7月14日
精神医療センター	令和3年7月19日
議会事務局	令和3年8月23日
教育委員会事務局	
教育総務課	令和3年8月3日
教職員課	令和3年8月5日
高校教育課	令和3年8月23日
幼小中教育課	令和3年8月23日
特別支援教育課	令和3年8月20日
人権教育課	令和3年7月13日
生涯学習課	令和3年7月15日
保健体育課	令和3年7月28日
選挙管理委員会事務局	令和3年8月23日

人事委員会事務局	令和3年7月26日
監査委員事務局	令和3年8月23日
労働委員会事務局	令和3年7月19日
警察本部	令和3年8月4日
収用委員会事務局	令和3年8月23日
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局	令和3年8月2日
内水面漁場管理委員会事務局	令和3年8月2日

注 令和3年6月23日、7月12日、8月23日および11月15日の監査実施は書面監査による。

5 監査結果

1から4までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、一部において次のとおり是正または改善すべき事項が認められたので指摘する。

(1) 総務部事業課

令和2年度および令和3年度ポータルサービスびわこ公式YouTubeチャンネル運営業務委託において、プロポーザルの参加資格の確認を怠り、参加資格がない事業者を選定し、契約している事例が見受けられた。令和3年度の契約期間中に当該事実が発覚したことから、契約を解除し、残りの期間を別事業者と契約したことにより結果として当初に予定していた金額を超過して執行しているなど、不経済な事務の執行となっていることから、今後は、契約者の資格確認を徹底し、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 湖東健康福祉事務所

生活保護費返還金等について、令和3年4月末日現在の収入未済額は11,309,070円で、前年同期に比べ1,476,076円増加している。また、転居等により当事務所の管轄を外れた滞納者に対して、「生活保護費返還金・徴収金取扱い事務の手引き」に基づく催告、資産調査が行われていない事例が認められた。

については、滞納者の資力を的確に把握し、その資力に応じた徴収措置を執るなど適切な債権管理を徹底するとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

(3) 健康医療福祉部医療政策課

滋賀県看護職員修学資金および滋賀県立看護師等養成所授業料資金について、滋賀県看護職員修学資金貸与条例または滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱で定める当該資金の返還事由が生じた際に、同条例施行規則または同要綱細則に定める返還計画書の提出を求めることにとどまり、当該資金の返還請求が行われていない事例が見受けられた。

条例等で定める返還事由が発生した時点で、県の返還請求権が発生していることは明らかであることから、返還計画書が提出されない者に対して、適正に当該資金の返還請求を行われたい。

(4) 農政水産部水産課

外来魚駆除促進対策事業費補助金等において、「消費税仕入控除税額報告書」の提出確認が不十分であったため、返還を受けるべき消費税相当額が収入されていない事例が認められたので、今後は確認事務を的確に行い、適正な事務の執行に努められたい。

(5) 教育委員会事務局教職員課

給与費の戻入金として納付すべき現金245,703円を紛失している事例が認められたので、今後は現金の管理に厳正を期すとともに、再発防止に努められたい。

6 意見

監査の結果、組織および運営の合理化に資するため、検討または改善を要する事項として次のとおり意見を付す。

(1) よりよい環境創造に向けた環境事務所のあり方について（琵琶湖環境部環境政策課、各環境事務所）

県では、第5次環境総合計画に基づき、持続可能な循環共生型社会の実現を目指して取組を進められている。この計画では、これまでの「いかに環境負荷を抑制するか」という視点だけでなく、人間が「いかに適切に環境に関わるか」というより広い視点で、自然と人、地域のつながりの回復や環境と社会・経済活動の健全な循環が必要としている。

こうした中で、環境事務所においては、環境汚染物質の主な排出源である工場・事業場に対する法令遵守や排出抑制のための立入検査、産業廃棄物の不法投棄など不適正処理の防止に向けた監視業務を中心に取り組まれている。

今後計画の推進に当たっては、こうした環境負荷の抑制の役割に加えて、県民やNPO、事業者などと連携して、地域の実情に応じた課題へのアプローチや地域資源の活用を選択し、各主体が積極的に環境保全に関わっていけるように促す役割がますます重要になるものと思われるが、現状では十分とは言えない。

については、こうした観点から、環境事務所の役割や業務運営のあり方について、具体的な取組とともに再検討を行われたい。

(2) 矢橋帰帆島公園ゲートボール場の利用促進について（琵琶湖環境部下水道課）

琵琶湖流域下水道に付属して設置された矢橋帰帆島公園には、多目的グラウンドやゲートボール場、テニスコートなどの施設が整備されている。

このうち、ゲートボール場については、下水道施設の増設に伴い既存施設が撤去され、代替施設として、平成30年10月に新たなゲートボール場が整備されたものの、令和2年度末まで一度も利用されていない状況が確認された。

県有財産は県民の福祉の増進のため、最大限有効に活用されなければならないが、こうした状況については、早急な改善が求められる。

このような状況に至った要因として、ゲートボール場の整備計画が県民ニーズを的確に反映していなかったことや、県民に利用されるための広報等が不十分であったことなどが考えられる。

担当課においては、令和3年度以降、関係団体等に対する利用促進のための活動やゲートボール以外の利用についての働きかけ等が行われているが、現状としては十分な利用につながっていない状況であり、今後の成果が期待される場所である。

また、今後の利用促進のためには、県はもとより、当該施設の指定管理者の果たす役割も大きいと考えられる。

については、県は施設管理者として、指定管理者と一層の連携を図り、利用者ニーズを的確に把握・分析するとともに、公園施設の有効活用の観点から、今後の施設利用のあり方も含め、利用促進につながる実効的な取組を早急に検討・実施されたい。

(3) しが水環境ビジネス推進フォーラムについて（商工観光労働部商工政策課、琵琶湖環境部環境政策課、下水道課）

県では、琵琶湖の保全を通じた水環境関連の産業・研究機関の集積を生かして水環境ビジネスを推進するため、平成23年度より滋賀ウォーターバレー・水環境ビジネス推進事業が開始し、10年が経過している。

この間、当該事業において、「しが水環境ビジネス推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）」が設立され、参加企業による海外での事業の実現可能性調査や実証実験、ベトナムでの技術支援等を実施されたところであるが、これらの取組がビジネスにつながった事例も一部出てきているものの、事業目的である企業の利益と本県の経済発展に資する状況とは言い難いと考えられる。

また、フォーラムの研究・技術分科会では、国立環境研究所との琵琶湖の保全・再生に資する共同研究の成果を、水環境ビジネスにつなげる取組を推進しているところであるが、「滋賀県」「琵琶湖」発の水処理技術の特徴が出し切れておらず、本県に水環境ビジネスの専門家、専門企業が積極的に集まり、共同研究の十分な進展が見られるという状況にもない。

については、スピード感を持って、研究成果の実用化、事業のブランド化を進めるとともに、中小企業者が一体感をもって取り組めるような核となる事業の創設や、下水汚泥のコンポスト化・バイオマス利用の事業化・技術輸出など滋賀県および企業に収益をもたらすビジネスとして成り立たせることによって持続可能な事業展開につながりたい。

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、知事等から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表する。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、講じた措置の内容の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年11月30日

滋賀県監査委員 九 里 学
 " 奥 博
 " 村 尾 慎 哉
 " 藤 本 武 司

監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

監査実施対象機関名	近代美術館
監査実施年月日	令和3年2月18日
監査結果報告年月日	令和3年3月18日
監査の結果	<p>庁舎管理業務委託において、本来の落札候補者を最低制限価格に満たないとして失格としたため落札決定が取り消されている事例および予定価格を超えた金額で契約したため契約相手方の決定が取り消されている事例が認められた。</p> <p>今後は、再発防止策を徹底し、適正な事務の執行に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>落札者決定を適正に行うために、電子入札による入札執行を行うとともに、落札者決定時にはチェックシートによる確認と複数人による確認を徹底した。</p> <p>今後も落札者決定時にはチェックシートによる確認および複数人による確認を徹底することで、引き続き適正な入札執行に努める。</p>

監査実施対象機関名	東北部工業技術センター
監査実施年月日	令和3年2月18日
監査結果報告年月日	令和3年3月18日
監査の結果	<p>試験研究用設備機器の利用に係る使用料および依頼試験に係る手数料において、現金の出納中に発生した余剰金を公金外で保管し、出納中に不足金が発生した場合に当該余剰金で補填している事例が認められた。</p> <p>今後は、現金収受の際の金額確認を徹底するなど違算金の発生防止に努めるとともに、違算金が生じた場合には適正な事務処理を徹底されたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>保管現金の保有の経過や処理の状況および発生の原因について調査を行い、余剰金および不足金は会計管理局の指導のもと、県費として収納する事務処理を行った。</p> <p>再発防止策としては、窓口での取扱いは必ず2名以上で実施し、利用者との金銭の受け渡し時には、受け取った金額と渡す釣銭の金額を告げて双方が確認することにより間違いがないように徹底するとともに、上記の対応を含めた詳細な手順書を作成し全職員に周知し実行を徹底している。</p> <p>また、今回の事例を受け、彦根庁舎において会計管理局の実地検査を受け、業務の検証と職員への研修を実施する。</p> <p>今後、違算金が生じた場合は、会計事務の手引きのとおり適正に事務処理を行う。</p>

監査実施対象機関名	大津商業高等学校
-----------	----------

監査実施年月日	令和3年2月18日
監査結果報告年月日	令和3年3月18日
監査の結果	<p>物品の管理において、供用物品一覧表に記載されている物品を抽出し、保管状況を確認したところ、現物を確認できない物品が3点認められた。さらに、過去の財務監査(定期監査)においても同様の指導事項が判明している。</p> <p>早急に供用物品の状況を把握し供用物品一覧表を整理するとともに、処分手続を確実にを行い、定期的に現物の確認を行うなど、適切な物品管理を徹底されたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>物品一覧表を分野別に分類し、所在調査を実施しており、廃棄が確認された物品について、物品管理システムで処分登録を順次行っている。</p> <p>今後、年に1回の現物確認を実施し、物品管理を適正に行う。</p>

監査実施対象機関名	長浜北星高等学校
監査実施年月日	令和3年2月2日
監査結果報告年月日	令和3年3月18日
監査の結果	<p>物品の管理において、供用物品一覧表に記載されている物品を抽出し、保管状況を確認したところ、現物を確認できない物品が2点認められた。さらに、昨年度の財務監査(定期監査)においても同様の指導事項が判明している。</p> <p>早急に供用物品の状況を把握し供用物品一覧表を整理するとともに、処分手続を確実にを行い、定期的に現物の確認を行うなど、適切な物品管理を徹底されたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>令和元年度から物品の所在調査をしており、廃棄が確認された物品や現物確認できなかった物品について、処分登録を物品管理システムで順次行っている。</p> <p>また、物品が使用不能となった場合、廃棄や売却等の手続きおよび処分の登録をする必要があることの周知を教員に対して行った。</p> <p>今後は、年に1度、現物を確認する作業を行い、物品の管理を厳正に行う。</p>

監査実施対象機関名	草津高等学校
監査実施年月日	令和3年2月18日
監査結果報告年月日	令和3年3月18日
監査の結果	<p>物品の管理において、供用物品一覧表に記載されている物品を抽出し、保管状況を確認したところ、現物を確認できない物品が1点認められた。さらに、過去の財務監査(定期監査)において廃棄されていたことが判明し、処分手続の必要性を認識していたにもかかわらず、処分手続が行われていない物品が1点認められた。</p> <p>今後は、処分手続を確実に行うとともに、定期的に現物の確認を行うなど、適切な物品管理を徹底されたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>手続きができていなかった物品については、直ちに処分手続を行った。</p> <p>供用物品一覧表の確認不足が原因であるため、再度全ての物品を確認し、使用状況や場所の把握を行っている。</p> <p>全てを確認後、今後は年に1回所在を確認することとする。</p>

監査実施対象機関名	湖南農業高等学校
監査実施年月日	令和3年2月18日
監査結果報告年月日	令和3年3月18日
監査の結果	<p>物品の購入等に係る経費の支出について、前年度以前に購入した物品の支払いがされていない事例が3件見受けられたほか、支払いが遅延している事例が多数見受けられた。</p>

<p>今後は、事前の物品購入伺いを徹底するとともに組織による予算の執行管理を徹底されたい。</p>	
<p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p>	
<p>支払いがされていない3件は、直ちに支払いを行った。 再発防止のため、職員のコンプライアンス意識の向上のための取組はもとより、①物品購入に係る請求書などについて、保管する場所を共通化し、支払いの遅れを発見しやすくする。②書類の紛失を防止するため事務室内の整理整頓を徹底する。③職員が日常的にお互いに事務の進行状況を確認しあう、などの対応策を講じた。 併せて、職員が一人で問題を抱え込まないよう、定例ミーティングや声かけを実施し、適切な事務の執行に努める。</p>	

監査実施対象機関名	守山高等学校
監査実施年月日	令和3年1月18日
監査結果報告年月日	令和3年3月18日
監査の結果	<p>物品の管理において、供用物品一覧表に記載されている物品を抽出し、保管状況を確認したところ、現物を確認できない物品が1点認められた。さらに、過去の財務監査(定期監査)において廃棄されていたことが判明し、処分手続の必要性を認識していたにもかかわらず、処分手続が行われていない物品が1点認められた。 今後は、処分手続を確実に行うとともに、定期的に現物の確認を行うなど、適切な物品管理を徹底されたい。</p>
<p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p>	
<p>手続きができていなかった物品については、直ちに処分手続きを行った。 新しい備品を購入した際に、廃棄した物品について、不用決定および物品処分等所要の手続きを失念していたことによるものであり、校内の産業廃棄物回収・処分時に、全職員に物品廃棄の際の事務処理手順を徹底するとともに、適期・的確な事務処理を心掛け、財務規則に基づく適正な管理を図っている。 また、備品の管理については、棚卸し(現物確認)を今後年1回程度は行うよう、徹底していく。</p>	

監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

監査結果報告年月日	令和3年3月18日
監査の意見	<p>(i) 入校者の更なる確保について(高等技術専門校)</p> <p>高等技術専門校(以下「専門校」という。)においては、近年入校者数が減少傾向にあり、令和元年度は、普通課程では定員50人に対して入校者数19人(入校率38%)、短期課程では定員190人に対して入校者数113人(入校率59%)と、定員を大きく下回っている。 施設設備や指導職員等の経営資源が、定員に応じた規模であることに鑑み、経営資源の効率的・効果的な活用の観点から、現状において、運営上、課題があると考えられる。 専門校では、入校者の確保および県内企業の人材確保に向けて、令和元年度から令和2年度において、生産CAD科やICT技術科の設置など大幅な再編が行われたところであるが、今後、再編の効果を最大限に生かして、入校者の更なる確保に取り組む必要がある。 については、ハローワークや高等学校との更なる連携強化により再編によるカリキュラムの充実をはじめとする専門校の魅力を広く周知することによって、入校者の更なる確保につなげられたい。 また、求職者の安定した就労の実現と、県内産業が求める人材育成に資するため、県内雇用状況や定員の充足状況を踏まえた現状分析を行い、カリキュラムの見直しや改善など、不断の見直しに取り組まれない。</p>
<p>当該監査の意見に基づき講じた措置の内容</p>	
<p>入校者の更なる確保を図るため、県広報誌への受講生募集案内の掲載に加え、市の広報誌への受講生募集案内の掲載を行った。 また、これまでからのハローワークや高等学校など関係機関への訪問に加え、関係規則に基づいて、本校指導員の派遣等の援助を行っている企業に対して、本校をPRしてもらえよう働きかけを行っている。 さらに、本校を広く知ってもらう取組として、これまでからのフェイスブックに加え、新たにInstagramでの発信を開始した。 また、求職者の安定した就労と、県内産業が求める人材育成に資するため、担当課である商工観光労働部労働雇用政策課において、現在企業ニーズ調査を実施しており、その結果を基に、カリキュラムの見直しや訓練</p>	

科の充実などにつなげていくこととしている。

監査結果報告年月日 令和3年3月18日

監査の意見

(2) 北川第一ダム周辺地域整備事業について(北川水源地域振興事務所)

北川水源地域振興事務所(以下「事務所」という。)は、平成25年3月27日に滋賀県と高島市が締結した「北川第一ダム建設事業の一旦中止に伴う周辺地域整備事業の実施に関する覚書(以下「覚書」という。)」および「事業計画」に基づき、北川第一ダム建設事業の一旦中止決定に伴う影響を緩和するため、ダム周辺地域の生産基盤の振興や生活環境の整備を図る22事業、47工区の周辺整備を実施してきた。

事務所は、事業計画に基づき、県道改良・修繕事業や河川維持管理など、高島市は市道改良や生活環境整備など、それぞれの役割に沿って事業を実施している。

事業全体の進捗率は、令和元年度末で83.0%、令和2年度末(見込み)で85.2%となっており、今後はこれまで整備した事業の成果も活用したダム周辺地域の更なる活性化が望まれる。高島市において取り組まれている様々な地域振興策と相まって、住民生活の向上や地域の魅力創出に資するよう引き続き県と高島市がしっかり連携し、事業の完成に向けて着実に取り組まれない。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

これまでの事業の成果が周辺地域の活性化に生かせるように、地域住民との事業調整の場である「北川第一ダム対策会」や、県と高島市が事業の協議・調整・情報共有を図る「北川周辺地域整備事業推進調整会議」などにおいて、地域住民や高島市の意向を確認し、連携しながら、引き続き地域住民の生活向上や地域の魅力創出に資するよう事業の推進に取り組んでいく。

監査結果報告年月日 令和3年3月18日

監査の意見

(3) 長期保全計画の対象外とされた学校施設の更新および情報の共有化について(全県立学校、教育委員会事務局教育総務課)

県立学校の施設については、平成27年度時点の県の調査において、築40年以上経過した施設が延床面積ベースで4割近くあり、老朽化が著しいものも多く見受けられる。これらの施設は、予防保全などを計画的に行う長期保全計画の対象外とされており、必要な耐震補強工事等は行われているものの、雨漏りや給排水設備の故障など、実際に支障が生じた場合に、その都度、事後的・部分的に、修繕工事で対応している状況である。

今回、監査を実施した県立学校においても、例えば、教室の床面の歪みや階段のコンクリートのひび割れ、風雨が廊下に吹き込み、滑りやすくなっている状況、水漏れが原因でプールが使えないなど、様々な実態を確認したが、いずれについても、長期保全計画の対象外であり、学校現場では、いつ修繕や更新ができるのか先が見込めない状況であった。

厳しい財政状況下ではあるが、こうした長期保全計画対象外の施設について、計画的な修繕や更新を先送りすれば、生徒の学習環境に重大な支障を来すとともに、あわせて複数の施設を一時期に更新せざるを得ない事態も想定されるなど、予算執行における平準化の観点からも課題があると考えられる。

については、生徒が安全・安心に学べる学習環境を確保するため、長期保全計画の対象外とされた学校施設の更新について、今後の県立学校のあり方ともしっかり連携しながら、計画的に対応できるよう早急に検討されたい。

また、このことにより、学校現場において、施設の改善に係る今後の見通しを立てることが可能となり、ひいてはライフサイクルコストの縮減および予算の平準化にもつながるものと考えられる。

については、こうした視点を踏まえて、教育委員会事務局と学校現場が施設の修繕・更新に係る情報を共有化できる仕組みづくりについても併せて検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(教育委員会事務局教育総務課)

「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づく個別施設計画等により、予防保全工事については計画的に取り組んでいるところであり、この対象から外れるものについては、施設点検の結果や学校からの要望等を考慮しつつ、緊急性、必要性の高いものから適宜、改修や修繕を実施している。

一方で、県立学校では、これまで耐震対策工事や空調設備の設置等に取り組み、生徒等の安全で快適な学習環境の整備を進めてきた。現在は、トイレ改修や照明設備のLED化など施設設備の更なる充実に向けた整備を進めており、安全に、安心して利用できる学校施設の維持や充実を図っている。

長期保全計画の対象となっていない学校施設についても、計画的な対応が行えるよう関係機関等と協議、調整を行い、基本方針に基づく改修事業として、令和3年度より予算措置を行っている。

令和4年度以降には、「(仮)これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針」を受けた個別の実施計画の作成が予定されており、学校施設の更新等についても併せて検討を進める予定である。

また、庁内においてデータの蓄積や情報の共有化のため、学校施設の工事等も含め、設計図面や現場写真等のデータ化が進められているところであり、教育委員会においても、施設整備や維持管理に効率的に活用できるよう、関係機関と調整していく。

